

妊娠期からの虐待予防強化事業実施要綱
(妊娠期からの養育支援ネットワーク事業)

(目的)

第1条 この事業は、医療機関と地域保健機関等が連携して妊娠・出産・育児期に養育支援を必要とする家庭を積極的に把握し、訪問支援等を行うことにより、育児不安等の軽減や孤立の防止を図り家庭の養育力の向上を目指すとともに児童虐待の予防に資することを目的とする。

(実施主体)

第2条 この事業の実施主体は、埼玉県及び県内市町村とする。

(協力医療機関)

第3条 この事業の協力医療機関は、県内に所在する産婦人科等を標榜する病院及び診療所並びに助産所（以下「医療機関等」という。）とする。

(対象者)

第4条 この事業の対象者は、「情報提供の対象となりうる例」（別表）に該当する者であって、医療機関等が早期に養育支援を行うことが特に必要であると判断した埼玉県内に居住する（埼玉県内で里帰り出産をする場合を含む）入・通院中の妊産婦とする。

(事業内容)

- 第5条 医療機関等は妊娠・出産に係る通院、入院及び妊婦健康診査を受診した者が対象者であると判断したときは市町村保健機関（以下「市町村」という。）へ情報提供を行う。市町村は、提供を受けた情報を参考にして家庭訪問等の対応を行うほか、医療機関等や児童福祉部門等の関係部署との連携による適切な支援を行う。
- 2 市町村と医療機関等は連携して対象者を早期に把握し、対象者の継続的なサポートを行う。また、必要に応じて要保護児童対策地域協議会で情報を共有し必要な対応を行う。
 - 3 市町村は医療機関等と連携するに当たっては、日頃から連携体制や関係を構築するとともに、医療機関等からの情報提供を受けるだけでなく、必要な情報を共有し、必要な支援を協議し、適切な役割分担の下に協働することとする。

(情報提供)

- 第6条 医療機関等は、対象者と判断した者の情報について、原則として様式1「養育支援連絡票」を活用し、早期に対象者の住所地の市町村に提供する。高いリスクがあるなど緊急な対応が必要な場合は、電話で連絡を行った上で様式1を送付することとする。
- 2 医療機関等は市町村に情報提供する場合は、対象者に対して当該情報提供の概要を説明するとともに、居住している市町村の支援を受けることが、当該対象者の身体的・精神的負担を軽減し、養育の支援となりうることを説明し、同意を得た上で行うものとする。
 - 3 対象者の同意が得られない場合でも、児童虐待の予防の観点から必要があると認

められる場合及び対象者の健康状態や子どもの生命を守るため必要な場合には、相当な範囲で情報の提供を行うこととする。

- 4 児童虐待が疑われる場合は、医療機関等は児童虐待の防止等に関する法律（平成12年法律第82号）第6条に基づき、児童相談所へ通告するものとする。

（結果報告）

第7条 前条の情報提供を受けて対象者への対応を行った市町村は、その結果を、様式2「支援結果報告票」又はそれに準じた様式を活用し情報提供元の医療機関等へ報告する。

また、必要に応じ、新生児訪問等の結果報告書を添付することとする。

（県の役割）

第8条 県健康長寿課及び県保健所は下記の役割により事業を推進する。

- (1) 県は、本事業が効果的に運用されるよう医療機関等に対し事業の趣旨等について周知を図る。また、定期的実施状況を把握するとともに、関係機関との調整を行い、連携強化及び関係者の対応能力の向上を図る。
- (2) 県保健所は本事業が効果的に運用されるよう定期的実施状況を把握するとともに、市町村と医療機関等の連携強化と適切な事業実施のため、次の業務を行う。

ア 市町村と医療機関等との連携会議を開催すること。

イ 市町村や医療機関等の求めに応じて事例検討会に出席すること。

ウ 市町村や医療機関等の求めに応じて同行支援を行うこと。

エ その他

上記業務以外に、県保健所は、育児への不安を抱える家族や虐待のリスクのある家族及びその関係者等を対象に、次の業務を行うことができる。開催回数・実施方法等については、各保健所が、管内の実情に応じて定めるものとする。

- ① グループミーティング
- ② 個別相談
- ③ 事例検討会
- ④ 研修会

（事業報告）

第9条 市町村は、事業の実施結果をケース台帳に入力し管理するとともに、別途定めた様式により、県が定める期日までに県保健所（指定都市及び中核市は県）に報告する。

（個人情報の保護）

第10条 各実施主体は、対象者の個人情報が外部に漏れることのないよう管理を厳重にするとともに、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）及び各機関の個人情報保護に関する規定等に基づいた適切な対応を行うものとする。

（その他）

第11条 この要綱に定めるもののほか、事業の実施に必要な事項については別途定める。

附則

- 1 この要綱は、平成28年4月1日から施行する。
- 2 周産期からの虐待予防強化事業実施要綱（平成19年12月1日施行）は、廃止する。

附則

- 1 この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

別表 情報提供の対象となりうる例

(社会保障審議会児童部会児童虐待等要保護事例の検証に関する専門委員会検証事例等から抽出)

保護者の状況	子どもの状況
<ul style="list-style-type: none"> ・ 分娩時が初診 ・ 精神疾患がある（産後うつを含む） ・ 知的障害がある ・ 虐待歴・被虐待歴がある ・ アルコールまたは薬物依存が現在または過去にある ・ 長期入院による子どもとの分離 ・ 妊娠・中絶を繰り返している ・ 望まない妊娠（産みたくない、産みたいけど育てる自信がない等） ・ 初回健診時期が妊娠中期以降 ・ 多子かつ経済的困窮 ・ 妊娠・出産・育児に関する経済的不安（夫婦ともに不安定な就労、無職等） ・ 若年（10代）妊娠 ・ 多胎 ・ 一人親・未婚・連れ子がある再婚 ・ 産後、出産が原因の身体的不調が続いている ・ 子どもを抱かない等子どもの世話を拒否する ・ 子どもをかわいいと思えないなどの言動がある ・ 夫や祖父母等、家族や身辺の支援がない ・ 医療を必要とする状況ではないが子どもを頻回に受診させる ・ 育児知識・育児態度、あるいは姿勢に極端な偏りがある ・ 衣服等が不衛生 ・ DVを受けている ・ 過去に心中、自殺の未遂がある 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 胎児に疾病、障害がある。 ・ 先天性疾患 ・ 出生後間もない長期入院による母子分離 ・ 行動障害（注意集中困難、多動、不適応、攻撃性、自傷行為等） ・ 情緒障害（不安、無関心、分離、反抗など） ・ 保護者が安全確保を怠ったことによる事故（転倒、転落、溺水、熱傷等） ・ アレルギーや他の皮膚疾患はないが、難治性のおむつかぶれがある場合 ・ 多胎 ・ 低出生体重児 ・ 身体発育の遅れ（低体重、低身長） ・ 運動発達・言語発達・認知発達の遅れ ・ 健診未受診、予防接種未接種 ・ 衣服等が不衛生 ・ 糖質の過剰摂取や栄養の偏りによると思われる複数の虫歯等